

熊本県「無らい県運動」検証委員会設置要項

(名 称)

第1条 この委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本県における「無らい県運動」などのハンセン病隔離政策に関し、記録の作成に係る方策の検討、記録の検証、記録の作成等を行うことによって、今後の再発防止、偏見や差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の「無らい県運動」の記録作成に係る方策に関すること
- (2) 本県の「無らい県運動」の記録に係る検証に関すること
- (3) 本県の「無らい県運動」の記録の作成に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、関係団体の代表及び学識経験者等から知事が依頼する委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(協力員)

第6条 委員会は、委員の推薦により、「無らい県運動」の検証に必要な情報の収集並びに記録の作成に協力する者（以下「協力員」という。）を選定し、知事が依頼することができる。

2 協力員は、委員長の要請により、委員会に出席し、収集、作成した資料等につき報告を行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び協力員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会での活動（以下「本事業」という。）により知り得た個人情報等の不開示情報については、厳重に保持し、本事業期間中において、これを漏らしたり、本事業の目的以外の目的のために利用しないこと。

(2) 前号は、本事業が終了した後又は委員若しくは協力員でなくなった後においても、同様であること。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(附則)

この要項は、平成23年1月7日から施行する。

この要項は、平成23年1月26日から施行する。

この要項の改正前に第4条の熊本県「無らい県運動」記録作成委員に就任した者は、改正後、熊本県「無らい県運動」検証委員に就任したものとみなす。

この要項は、平成24年6月7日から施行する。